鈴鹿市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和６年４月１日

鈴鹿市上下水道事業管理者　森　健　成

鈴鹿市上下水道局管理規程第３号

鈴鹿市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程

鈴鹿市水道事業及び下水道事業会計規程（平成元年鈴鹿市水道部管理規程第１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（領収書の交付） 第18条　企業出納員，現金取扱員，出納取扱金融機関，収納取扱金融機関及び法第33条の２<u>において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２第１項</u>の規定に<u>より</u>上下水道事業の業　務に係る公金の徴収又は収納の事務<u>の委託を受けた指定公金事務取扱者</u>（以下「<u>指定公金事務取扱者</u>」という。）は，収入の納付を受けた場合は，直ちに納入者に対して領収書を交付しなければならない。ただし，口座振替又は収入を納付しようとする者が指定納付受託者に納付を委託することにより収納する場合については，この限りでない。	（領収書の交付） 第18条　企業出納員，現金取扱員，出納取扱金融機関，収納取扱金融機関及び法第33条の２の規定に<u>基づき</u>上下水道事業の業務に係る公金の徴収又は収納の事務<u>を受託している者</u>（以下「<u>公金徴収事務等受託者</u>」という。）は，収入の納付を受けた場合は，直ちに納入者に対して領収書を交付しなければならない。ただし，口座振替又は収入を納付しようとする者が指定納付受託者に納付を委託することにより収納する場合については，この限りでない。
（収納金の取扱い） 第19条　　略 ２・３　　略	（収納金の取扱い） 第19条　　略 ２・３　　略

４　第１項の規定は，指定公金事務取扱者が収入を徴収し，又は収納した場合について準用する。 （証券の支払拒絶等） 第23条　企業出納員，現金取扱員，出納取扱金融機関，収納取扱金融機関及び指定公金事務取扱者は，収入を納付しようとする者が収入の納付に用いた小切手の支払が確実でないと認める場合は，その受領を拒絶することができる。 ２～５　　略 ６　企業出納員は，収入を納付しようとする者から納付された証券の支払が拒絶された旨の通知を出納取扱金融機関から受けた場合は，直ちに当該証券の支払の拒絶を証する書類を添付して振替伝票を発行し，内訳簿に記帳しなければならない。この場合において，企業出納員が収納した証券（現金取扱員及び指定公金事務取扱者が収納したものを含む。）があるときは，直ちに当該証券を納付した収入を納付しようとする者に対して当該証券の支払が拒絶され，かつ，当該収入の納付が取り消された旨及び当該証券を還付する旨を通知しなければならない。 ７　　略	４　第１項の規定は，公金徴収事務等受託者が収入を徴収し，又は収納した場合について準用する。 （証券の支払拒絶等） 第23条　企業出納員，現金取扱員，出納取扱金融機関，収納取扱金融機関及び公金徴収事務等受託者は，収入を納付しようとする者が収入の納付に用いた小切手の支払が確実でないと認める場合は，その受領を拒絶することができる。 ２～５　　略 ６　企業出納員は，収入を納付しようとする者から納付された証券の支払が拒絶された旨の通知を出納取扱金融機関から受けた場合は，直ちに当該証券の支払の拒絶を証する書類を添付して振替伝票を発行し，内訳簿に記帳しなければならない。この場合において，企業出納員が収納した証券（現金取扱員及び公金徴収事務等受託者が収納したものを含む。）があるときは，直ちに当該証券を納付した収入を納付しようとする者に対して当該証券の支払が拒絶され，かつ，当該収入の納付が取り消された旨及び当該証券を還付する旨を通知しなければならない。 ７　　略

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。